

平成 23 年 度

**事業計画案及び収支予算書案**

社団法人 漁業信用基金中央会

# 平成23年度事業計画

我が国の水産業をめぐる状況は、水産資源の減少、漁獲量の減少、魚価の低迷に加え、消費者の魚離れ等が進行し、さらには、燃油及び資材価格の乱高下等により、中小漁業者等の経営は、依然として厳しい状況で推移しています。

また、水産金融においても、これらの漁業状況を反映し、年々減少が続いており、漁業信用基金協会（以下「協会」という。）の保証引受額・保証残高についても同様に減少傾向で推移しておりましたが、平成21・22年度に実施された資金繰り窮している中小漁業者等の資金繰りを円滑にするための「漁業緊急保証対策」により、保証引受、保証残高ともに件数・金額が増加し、保証残高は2千億円台を突破するという状況となっています。

このように厳しい漁業情勢の中で、浜の金融のサポートを担う漁業信用保証制度が水産金融施策の前面となる等、協会の役割は益々重要になってきておりますが、協会を取り巻く漁業及び金融情勢の悪化等は、保証料及び運用利息を主な収入源にしている協会に大きな打撃を与えており、協会経営は極めて厳しい状況で推移しております。

このため協会にとっても組織再編が喫緊の課題となっており、昨年度から実施している国の補助事業の「合併プラン等策定事業」を活用し、協会合併等に向けての具体的な検討等を行い、実現に向けて積極的に助言等を行ってまいりたいと考えております。

さらに、本年度から実施される「無保証人型漁業融資促進事業」についても、有効に活用し、協会の役割と存在意義を発揮していくことが重要であると考えております。

以上のことを踏まえ、本年度は、下記の事業を実施してまいりたい。

## 記

### 1 無保証人型漁業融資促進事業に係る指導等

協会が無保証人型漁業融資促進事業を円滑に保証実行できるように、その事務手続き等運用面について、適切な指導等を実施してまいりたい。

### 2 地域勉強会の開催

昨年度に実施した解決を要する保証等に係る問題点等アンケートに基づき、地域毎に勉強会を開催し、意見交換を実施するとともに、その解決を図ってまいりたい。

### 3 新公益法人制度に基づく新法人への移行

本会の新法人への移行については、本年度中に移行申請を行い、早期に新法人としてスタートできるようにしてまいりたい。

- 4 平成24年度国の予算措置に対する要請  
制度の拡充強化を図るため、国の予算措置について強力な要請を行い、その実現を期してまいりたい。
- 5 全国会議の開催  
常勤役員・参事会議等の全国会議を独立行政法人農林漁業信用基金と共催し、積極的に意見交換を行い、制度の活性化を図ってまいりたい。
- 6 各地区ブロック会議等への参画  
各地区ブロック会議及び事務担当者会議等に積極的に参画し、各地区の要望等を取りまとめ、その実現を期してまいりたい。
- 7 研修会等の実施  
全国研修会を独立行政法人農林漁業信用基金と共催し、協会の役職員のより一層のレベルアップ等により、保証業務の適正化を図ってまいりたい。  
また、通信教育講座をはじめ、各種研修の斡旋も実施してまいりたい。
- 8 独立行政法人農林漁業信用基金との連絡協議会の開催  
制度がより一層円滑に機能することを期して、独立行政法人農林漁業信用基金と意見交換を行い、問題点等の解決を図ってまいりたい。
- 9 金融・保証連絡協議会の開催  
系統金融機関等との連携を更に強化するため、協議会を開催し、問題点等の解決を図ってまいりたい。  
また、漁業関係団体・系統金融機関が中心となって開催される「漁業関係資金の現状と課題」の検討に参画し、問題点等の解決を図ってまいりたい。
- 10 弁護士の調査委嘱  
代位弁済事故に伴う債権保全及び担保処分等の法律上の諸問題の対応を図るため、民事専門弁護士に調査を委嘱し、協会から提起された問題点等の解決を図ってまいりたい。
- 11 関係省庁及び関係機関との連絡折衝  
関係省庁に対し、制度上の疑義・改善策等について積極的に協議を行うとともに、関係機関に対し、漁業金融の変化等に対処するための諸問題について協議・連絡折衝を行ってまいりたい。

- 12 普及事業の実施  
 漁業信用保証制度の現状、カレンダー等の作成を行うとともに、協会向けのホームページの充実を図ってまいりたい。
- 13 諸統計その他資料の作成等  
 協会の保証、求償権の回収等を取りまとめた「協会の保証状況等」及びその他の資料の作成を行ってまいりたい。
- 14 国からの補助事業の実施  
 国の公募による補助事業の「漁業信用基金協会組織強化対策事業」、「漁業運転資金融通円滑化対策事業」及び「中小漁業関連資金融通円滑化事業」については、本会が事業実施主体に正式に決まった場合は各事業を実施してまいりたい。
- 15 会議の開催
- I 一般事業
- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1)通常総会             | 2回 |
| (2)理事会              | 3回 |
| (3)監事会              | 1回 |
| (4)地域勉強会            | 3回 |
| (5)常勤役員・参事会議        | 1回 |
| (6)全国研修会            | 1回 |
| (7)(独)農林漁業信用基金連絡協議会 | 4回 |
| (8)金融・保証連絡協議会       | 6回 |
- II 国からの補助事業
- |            |     |
|------------|-----|
| (1)合併推進準備会 | 5回  |
| (2)業務検討会   | 10回 |
| (3)勉強会     | 3回  |